日高中部衛生施設組合告示第 8 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5 及び第167条の11の規定により、平成29年度及び30年度において、日高中部衛生 施設組合が発注する工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとす る者に必要な資格、資格審査の申請等について、次のとおり定める。

平成28年12月22日

日高中部衛生施設組合長 酒 井 芳 秀

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

第1 資格

1 基本的資格要件

日高中部衛生施設組合が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」と総称する。)に参加できる者(以下「競争入札参加資格者」という。)の要件は、次の(1)から(5)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 国税(法人税、所得税、消費税及び地方消費税)
 - イ 都道府県税(法人事業税、法人道民税等)
 - ウ 市区町村民税(住民税等)
- (4) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)。
 - ア 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (5)申請者(資格者)又は、その代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する号力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)でないこと。

2 契約の種類による資格要件

(1) 工事の請負契約

ア 工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たして

いる者でなければならない。

- (ア) 平成29年1月1日現在において、参加希望する資格に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)による建設業の許可を受けていること。ただし、新ひだか町及び新冠町(以下「構成町」という。)の区域内に所在地を有する者以外の者にあっては、許可を受けて2年以上その事業を営んでいなければならない。
- (イ) **平成27年9月2日以降**に審査基準日が到来した建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受け、希望参加資格に対応する建設業法第27条の29の第1項に規定する経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。
- (ウ) (イ) の経営事項審査の結果通知において、(ア) に規定する建設業の許可に 係る完成工事高を有していること。ただし、構成町の区域内に所在地を有する者 は、この限りでない。
- イ 工事の請負契約のうち、土木一式工事及び建築一式工事の契約についての競争 入札参加資格者は、工事の種類に応じ、次に掲げる事項について行った結果によ り算出した総合数値で格付けするものとする。
- (ア) 客観的審査事項

経営事項審査の総合評定値 (P)

(イ) 技術・社会的審査事項

工事施工成績、通年雇用人数、障がい者就労支援、災害協定、地域貢献

(2) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けている者でなければならない。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

(3) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参 加資格者は、(7) に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(4) 測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けていることのほか、(7)に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(5)造林に係る契約

造林に係る契約についての競争入札参加資格者は、(7)に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(6) 道路管渠清掃に係る契約

道路管渠清掃に係る契約についての競争入札参加資格者は、(7)に掲げる要件 を満たしている者でなければならない。

(7) 要件

(2) から(6) に係る契約は、**平成29年1月1日現在**において引き続き**1年以** 上その事業を営んでおり、**平成28年1月1日**から**平成28年12月31日**までの間

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する 法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号) の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)が 次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に 係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち、別に定める項目にあっては、当該組合と組合員(組合が指定する組合員)の合計値とすることができる。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2)企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者が構成員の過半数を占めているとき。
- 4 審査基準日 平成29年1月1日

第2 資格審査の申請の時期、方法等

- 1 申請の時期及び方法
- (1)申請の時期及び提出方法は次のとおりとする。ただし、(4)から(6)に掲げる者は、この限りではない。また、下記の受付期間のうち、土・日曜日及び祝日は除きます。
 - ア 構成町内所在の申請者

受付期間 平成29年1月10日(火)から平成29年2月3日(金)まで 受付時間 9時30分~11時30分、13時00分~16時30分 提出方法は、持参のみとする。

イ 構成町外所在の申請者

第1回受付期間

平成29年1月10日(火)から平成29年1月25日(水)まで(必着) 提出方法は、郵送のみとする。

第2回受付期間

平成29年1月30日(月)から平成29年2月3日(金)まで 受付時間 9時30分~11時30分、13時00分~16時30分 提出方法は、持参のみとする。

- (2) 構成町内に本店又は支店、営業所等を有している場合は、1つの本店又は支店、営業所等で申請すること。
- (3) 共同企業体については、当該共同企業体が結成されたときとする。
- (4)経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等については、 (1)によるほか、当該証明を受けたときとする。
- (5) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格を有する者である企業組合又は協

業組合については、(1)によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたと きとする。

(6) 特に町長が必要と認めた者については、町長の指定する日とする。

2 提出先等

(1) 資格審査の申請は、あらかじめ指定された申請書及び添付書類を提出する。 なお、新ひだか町、日高中部衛生施設組合双方に申請する場合は、申請書及び付票のみとし、他の申請書類は省略し、一括提出してください。

ア 持参による受付期間の場合

申請書類提出先 総務企画部契約管財課

(受付会場~新ひだか町役場静内庁舎2階文書資料室)

イ 郵送による受付期間の場合

郵送先 郵便番号056-8650

日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号 新ひだか町役場総務企画部契約管財課契約グループ

郵送の方法は、簡易書留、宅配便等で配達記録が確認できるもののみとする。

第3 参加資格を有する者の名簿への登載

参加資格があると認定された者は、平成29年度及び30年度おいて、日高中部衛生施設組合が発注する工事等に係る競争入札参加資格者名簿に登載される。

第4 資格審査結果の通知等

資格審査の結果は、競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書を提出した者に 通知する。

なお、構成町外所在の申請者に係る審査結果については、第3の競争入札参加資格者 名簿を構成町ホームページにて公表することにより、結果の通知とする。

第5 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成29年度及び30年度とする。ただし、経常建設共同企業体にあっては平成29年度とする。

第6 資格の喪失

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格は喪失するものとする。

- (1) 政令第167条の4に該当したとき。
- (2) その他第1の1 (第1の1の(3) に規定する資格要件は除く。)、2又は3に定める要件を欠くに至ったとき。
- (3)競争入札の参加資格申請において、虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (4) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (5) 競争入札参加資格の取消しの申出があったとき。

第7 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請 を行うことができる。

- (1)競争入札参加資格者の当該資格に係る事業又は営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
- (2) 競争入札参加資格者(建設工事の資格に限る)が、会社更生法(平成14年法律 第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた場合又は民事再生法(平成11 年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた場合
- (3) 中小企業組合等(企業組合及び協業組合を除く。) である競争入札参加資格者がその構成員(競争入札参加資格者であるものに限る。) を変更したもの
- (4) 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第2の2に定める提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書及び添付書類を速やかに提出しなければならない。

第8 資格申請内容の変更

- 1 競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに変更内容の届出をしなければならない。
 - (1) 商号又は名称に変更があったとき。
 - (2) 組織に変更があったとき。(協同組合にあっては構成員に変更があったとき。)
 - (3) 代表者に変更があったとき。
 - (4) 所在地に変更があったとき。
 - (5) 電話番号に変更があったとき。
 - (6) 使用印鑑に変更があったとき。
 - (7) 営業許可等に関する事項(単純更新を含む。)に変更があったとき。
 - (8) 有資格者に関する事項に変更があったとき。
 - (9) その他、申請内容に変更があったとき。

2 変更届出の方法

変更の届出をしようとする者は、第2の2に定める提出先に、変更届及び添付書類を提出しなければならない。

第9 資格の辞退(喪失) 届出

- 1 競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当したときは、速やかに資格辞退(喪失) の届出をしなければならない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) その他第6の資格の喪失要件に該当するに至ったとき

2 辞退(喪失)届出の方法

辞退(喪失)の届出をしようとする者は、第2の2に定める提出先に、辞退(喪失)届及び添付書類を提出しなければならない。